

役員等報酬、退職金、功労金及び旅費に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人相志会（以下「法人」という。）定款第10条及び第21条に基づき、法人の役員等の報酬、退職金、功労金及び旅費に関し、支給の基準その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。常勤とは、当法人の人事労務・財務・運営等の職務を分掌するなど日常的に経営管理に携わる役員の勤務をいう。

2 この規程において、役員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

3 この規程において、役員等の区分とは、理事長、常勤の理事、非常勤の理事、非常勤の監事及び非常勤の評議員ならびに非常勤の評議員選任・解任委員の別をいう。

4 この規程において報酬等とは、報酬、退職金及び功労金をいう。

（役員報酬等の年度総額）

第3条

定款第21条に規定する法人の役員に支給する報酬等の月額及び賞与支給額は別表1の区分ごとに定める額とする。

（役員等の報酬の支給基準）

第4条 役員等に対しては、役員等の区分に応じて別表2により報酬を支給する。ただし、法人の職員である理事については、「社会福祉法人相志会給与規程」に基づく給与を、法人の嘱託員等である理事については、労働契約に基づく給与を支給する。

（報酬の支給時期）

第5条 前条に定める報酬は、理事長及び常勤理事については、毎月20日に月額での支給とし、非常勤理事及びその他非常勤役員については、役員会等への出席状況に応じて、当該年度内または当該年度終結から1ヶ月以内に支給する。

2 理事長及び常勤理事の報酬は、就任した日の翌月から退任した月まで支給する。ただし、就任した日が月の初日であるときには、当月からとする。

（退職金の支給基準）

第6条 役員（非常勤の理事及び非常勤の監事を除く）が退任した時は、退職金を別表3のとおり支給する。ただし、法人の職員である理事については、「社会福祉法人相志会就業規則」に基づく退職金を支給する。

（任期途中の就退任の場合の退職金）

第7条 任期途中において就退任する場合、その在任期間が1年未満の場合は切り捨てとする。

（退職金の支給方法）

第8条 退職金は最終退任時に合算して支給する。

（功労金の支給基準）

第9条 理事長は、在任期間中、特に功労があったと認められる役員に対し理事会の決議を経て別表4に規定する額を上限として功労金を支給することができる。

（死亡時の退職金及び功労金）

第10条 役員が在任中死亡した時は、死亡時に退職金及び功労金を弔慰金として遺族に支給する。

（報酬、退職金及び功労金の支給方法）

第11条

報酬、退職金及び功労金については銀行口座振込により支給する。

（旅費）

第12条 役員等が法人業務のため出張する場合は、旅費として交通費、日当及び宿泊料を支給する。

2. 前項に規定する旅費の支給にあたっては「社会福祉法人相志会出張旅費規程」による支給基準及び支給方法を準用する。

（補則）

第13条 理事長は、この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項を定めることができる。

（改廃）

第14条 本規程の改廃は評議員会の決議をもって行う。

付 則

1. この規程は、令和4年4月1日から施行する。
2. この規定は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 役員の報酬金額（第 3 条関係）

常勤理事長	月額 150 万円
常勤理事	月額 75 万円

6 月の賞与 報酬月額 of 4 ヶ月

分以内の範囲で状況に応じて調整

12 月の賞与 報酬月額 of 4 ヶ月分以内の範囲で状況に応じて調整

別表 2 非常勤理事、非常勤監事、評議員、評議員選任・解任委員の日当報酬（第 4 条関係）

1 日 4 時間以内	20,000 円 (オンラインでの日当は、10,000 円)
1 日 4 時間以上	30,000 円 (オンラインでの日当は、15,000 円)

旅費交通費は領収書など、用途を明記したものによって実費を支給する。

別表 3 役員の退職金額（第 6 条関係）

最終報酬月額 × 在任年数 × 係数	理事長：係数 3.0～4.0 の範囲で理事会にて決定
	常勤理事：係数 1.0～3.0 の範囲で理事会にて決定

役員が次の事由により退職する場合にこの退職金額を支給する。

- ① 任期満了による退職
- ② 傷病による退職
- ③ 死亡による退職
- ④ 自己都合で辞任を申し出、理事会・評議員会です承された退職

上記以外の理由で退職した場合は、その理由又は事情により退職金額を増額又は減額して支給する。

在任年数は役員に就任した日から起算し、退職又は退任の日までとする。勤務の途中で退任し、再度就任した場合は、これを通算する。

退職金の最終計算において、千円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

別表 4 役員の功労金の支給額（第 9 条関係）

常勤理事	月額報酬×在任年数×係数
非常勤役員等	20,000円×在任年数×係数

係数は 0.5～1.0 の範囲で、理事長は、在任期間中に特に功労があったと認められる役員及び役員等に対し理事会の決議を経て 上表に規定する額を上限として功労金を支給することができる。

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。